

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	49 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	23 件

愛知国民年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から53年3月まで
妻が私の国民年金加入手続を行った際、区役所の職員から20歳までさかのぼって国民年金保険料の納付が可能と聞いて来たので、妻に数十万円渡して納付してもらった。申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金被保険者資格取得手続は、昭和55年3月に行われたとみられることから、当時、実施されていた第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施）により申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

また、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、特例納付と同じ納付手続、納付場所となる過年度納付を昭和55年5月に行っているため、未納保険料に対する納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は申立期間の保険料として納付した額は当時の申立人の給与額（約20万円）を上回り、数十万円程度としているが、申立期間の保険料額は、納付時期により40万円前後となり、申立人の主張する保険料額と大きな隔たりは無い。

加えて、申立人には申立期間の保険料を特例納付により一括して納付するだけの資力があつたこともうかがわれる。

このほか、申立人は、申立人の妻と共に国民年金被保険者資格取得手続を行った後、納付開始月（申立人は昭和53年4月、妻は54年9月）以降、継続して保険料を納付している上、前納を行っている期間も多く、平成3年9月からは国民年金基金にも加入しているなど、国民年金に対する関心や保険料の納付に対する意識も高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年3月までの期間及び12年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から10年3月まで
② 平成12年3月

平成19年9月にインターネットで年金記録を調べ、未納期間があるのが分かった。申立期間の平成8、9年度は定時制高校に在学中で、私が区役所に生徒証を持参して全額申請免除を受けた。12年3月についても失業をしたため、区役所で免除申請をして承認を受けた。承認通知書は見た記憶はあるが処分してしまった。未納となっている期間は免除承認されており、全額申請免除期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人には申立期間以外にも複数回、申請免除期間があり、申請免除制度に対する申立人の関心は高かったものとみられる。

また、申立期間①について、申立人は平成7年4月から定時制の高校に通っていたとしている。申立期間①の前年度となる平成7年度は全額申請免除が承認されており、申立人の生活状況に大きな変化があったとは考えられない申立期間①についても、申立人が7年度と同様に免除申請を行ったと考えても不自然でない。

また、申立期間①当時、申立人は単身世帯で、年間所得金額35万円程度としており、免除申請が不承認になったとは考え難い。

申立期間②については、申立人はそれまで勤めていた会社を平成12年2月末で退職したため、国民年金被保険者資格を再取得し、A市B区役所に雇用保険の離職票を提出して免除申請手続をしたとしている。このことは社会保険庁の記録において、申立人は12年4月10日に国民年金被保険者資格取得手続を

行っていること及びC公共職業安定所で離職票が交付されていることが確認できることと符合し、失業中であつた申立人が免除申請をし、承認を受けたとしても不自然ではない。

さらに、申立人は申立期間前後の平成10年7月から同年9月までの期間、13年11月から14年1月までの期間及び18年5月から19年3月までの期間の失業中の期間につき、こまめに免除申請をして承認されていることから、申立期間のみ免除申請手続を行わなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から47年3月まで

私も夫も、最初のうちは国民年金に加入していなかったが、家業のうどん屋を継いだ昭和42年の暮れから4年から5年ぐらい経ったところに、集金人に加入勧奨され、夫婦そろって加入した。過去の未納分の保険料を一括して納付できると聞き、夫婦合わせて5万円から6万円の保険料を集金人に納付したので、申立期間が未納とされているのは納得できない。また、夫の42年12月から43年3月までの保険料が納付済みで、私が未納とされていることも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は同日（昭和48年1月10日）に連番で払い出されており、国民年金手帳の発行日は、夫婦共に昭和47年12月28日と記載されている。このことから、申立人夫婦は、47年12月に一緒に加入手続したものと推認できる上、47年当時、申立人の居住するA市において個別訪問による加入勧奨が行われていたことが確認でき、42年に家業を継承して4年から5年後に、夫婦そろって集金人に加入手続したとする申立人の説明と一致する。

また、申立人夫婦共に、国民年金加入期間中、申立期間以外に保険料の未納は無く、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳で保険料の納付日が確認できる期間（昭和47年4月から49年9月まで）は、申立人夫婦の保険料納付日はすべて同一日であり、申立人夫婦と一緒に保険料を納付していた状況がうかがわれる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦共に一括で納付したと

している。この一括納付の方法として、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時期に近接する第1回特例納付（実施期間は昭和45年7月から47年6月まで）で納付したものとすると、その保険料額は申立人夫婦合計で4万6,800円であり、申立人が納付したと記憶する保険料額（5万円から6万円）とほぼ一致する。

そのほか、申立人の夫は、申立人夫婦が国民年金加入手続を行ったと推認される昭和47年12月に、42年12月から43年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できる。

しかし、国民年金受給権を満たす納付条件を考慮しても、申立人の夫が、当該4か月の保険料のみを納付する合理的理由は無く不自然であること等から、昭和42年12月から47年3月までの保険料を一括して納付したものと認められ、申立人も、その夫と同時に申立期間の保険料相当額を一括で納付したと認められる。

一方、申立期間の保険料納付が行われたと推認される昭和47年12月時点では、特例納付は行われておらず、申立期間のうち42年12月から45年9月までは時効により保険料を納付することはできない期間であるが、申立人の夫は47年12月に本来、時効により納付できない期間の保険料を納付している上、社会保険庁の被保険者台帳及びオンライン記録等に還付記録は無く、還付されている事実は確認できないほか、別の期間に充当された記録も無い。

このことから、申立人の上記期間の保険料相当額についても、長期間、国庫歳入金として扱われていたと推認でき、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは、信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年3月まで

私も妻も、最初のうちは国民年金に加入していなかったが、家業のうどん屋を継いだ昭和42年の暮れから4年から5年ぐらい経ったところに、集金人に加入勧奨され、夫婦そろって加入した。過去の未納分の保険料を一括して納付できると聞き、夫婦合わせて5万円から6万円の保険料を集金人に納付したので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は同日(昭和48年1月10日)に連番で払い出されており、国民年金手帳の発行日は、夫婦共に昭和47年12月28日と記載されている。このことから、申立人夫婦は、47年12月に一緒に加入手続したものと推認できる上、47年当時、申立人の居住するA市において個別訪問による加入勧奨が行われていたことが確認でき、42年に家業を継承して4年から5年後に、夫婦そろって集金人に加入手続したとする申立人の説明と一致する。

また、申立人夫婦共に、国民年金加入期間中、申立期間以外に保険料の未納は無く、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳で保険料の納付日が確認できる期間(昭和47年4月から49年9月まで)は、申立人夫婦の保険料納付日はすべて同一日であり、申立人夫婦と一緒に保険料を納付していた状況がうかがわれる。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和42年12月から47年3月までの国民年金保険料を夫婦共に一括で納付したとしている。この一括納付の方法として、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時期に近接する第1回特例納付(実施期間は昭和45年7月から47年6月まで)で納付したもの

とすると、その保険料額は申立人夫婦合計で4万6,800円であり、申立人が納付したと記憶する保険料額（5万円から6万円）とほぼ一致する。

その上、申立期間の直前の昭和42年12月から43年3月までの4か月の国民年金保険料は納付済みと記録されているが、この納付時期は、A市B区役所が保管する申立人の被保険者名簿により、申立人夫婦の国民年金加入手続きが行われたと推認される47年12月であると確認できる。このことから、申立人が記憶する一括納付は、この4か月の保険料の納付のことであったとも考えられるが、国民年金受給権を満たす納付条件を考慮しても、申立人が、この4か月の保険料のみを納付する合理的理由は無く不自然であり、申立期間を含む42年12月から47年3月までの保険料を一括して納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間の保険料納付が行われたと推認される昭和47年12月時点では、特例納付は行われておらず、申立期間のうち43年4月から45年9月までは時効により保険料を納付することはできない期間である。

しかし、申立期間の直前の期間については、本来、時効により納付できないにもかかわらず、保険料を納付している上、社会保険庁の被保険者台帳及びオンライン記録等に還付記録は無く、還付されている事実は確認できないほか、別の期間に充当された記録も無い。

このことから、申立人の上記期間の保険料相当額についても、長期間、国庫歳入金として扱われていたと推認でき、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは、信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年2月まで

私は、平成4年12月に国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料については、A市役所から自宅へ郵送された督促用の納付書により、翌年の5年3月か同年4月中までに、金融機関で2万円から3万円の現金で納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年12月に、社会保険事務所からA市に払い出されたことが確認でき、同月にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の説明と符合する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、加入手続時に交付された納付書では納付せず、後日に送付された督促用納付書により、B信用組合又はC銀行のどちらかで納付したと説明している。この点については、その当時、A市では、納付期限内に保険料が納付されなかった場合は、毎月、督促用の納付書を送付していたこと、及びB信用組合及びC銀行共に、A市の保険料を取り扱っていたことが確認でき、申立人の説明と一致する。

さらに、申立期間の国民年金保険料の額は約3万円であり、申立人が納付したとする額とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月及び40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月
② 昭和40年4月から41年3月まで

私の国民年金加入手続は恐らく母親がしてくれたと思う。私が所持している国民年金手帳には、昭和39年4月から40年3月までの保険料に係る41年2月24日付けの領収書が貼付されている。これについては社会保険庁の納付記録にある。しかし、国民年金手帳の発行年月日である41年1月27日と領収書の日付から考えると、加入手続をしてから約1か月後の41年2月に集金人が自宅へ来たので、その時に未納となっていた39年3月から41年3月までの国民年金保険料を納付したはずである。その時に納付した金額は記憶に無いが、集金人へ未納となっている保険料はすべて納付することを伝え、言われた金額を納付した記憶がある。このため、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は併せても13か月と比較的短期間であり、申立人が国民年金に加入した昭和38年3月から満60歳に到達する前月の平成15年2月までにおいて、申立期間①及び②を除き未納期間は無いことから、申立人の保険料納付意識は高かったと認められる。

また、A市役所に照会したところ、申立期間①及び②の当時、A市では納税組合が国民年金保険料を集金していたことが確認でき、申立人が所持する昭和39年4月から40年3月までの領収書を見ると、A市で納税組合用に作成していたと推認される領収書の裏側が使用されており、これには過年度納付したこ

とを示す「41. 2. 24 現金納付」と記載されている。このことから、制度上は市で領収することができない過年度納付の保険料を納税組合は集金していたと推認され、申立人の申立内容には合理性が認められる。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間①と②に挟まれている期間である昭和39年4月から40年3月までは納付済みであり、申立人が所持する同期間の領収書に記載されている納付日（昭和41年2月24日）の時点では、申立期間①及び②の保険料は過年度納付及び現年度納付によりすべて納付可能である。これらのことから、申立人が申立期間①及び②についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和37年3月に大学を卒業するまでの私の国民年金については、同居していた母親が加入手続をしてくれ、保険料納付もしてくれていたはずである。1歳違いの弟も申立期間当時は大学生だったが、弟のことについてはよく分からない。しかし、私の保険料は母親が納付してくれていたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年7月16日に、申立人の母親及び申立人の弟と連番で払い出され、資格取得日を36年4月1日として強制加入となっている。なお、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された時には既に厚生年金保険に加入しており、申立人の弟も、申立期間当時大学生であったにもかかわらず強制加入となっている。

また、申立人の弟の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると処理時期や処理理由は不明であるが、資格取消となっており納付記録も無い。これらのことから考えると、申立期間当時の申立人とその弟の資格取得や喪失の事務処理について混乱が生じていたことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は昭和36年4月に国民年金へ強制加入し、満60歳に到達する前月の51年7月まで未納期間は無い。

加えて、A市役所が保管する申立人の母親の国民年金被保険者名簿を見ると、納付日は不明であるものの、申立期間について過年度納付していることが確認できる。

そのほか、申立人は国民年金加入手続や保険料納付に関与していないが、申

立人が、申立人の国民年金加入手続や保険料納付を行ったと主張する申立人の母親は、申立期間について過年度納付していることから、申立人の母親が申立人の申立期間についても過年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間及び60年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和60年4月から同年6月まで

申立期間①については、まだ若く生活は厳しかったが、頑張って毎月納付していた。また、申立期間②については、昭和59年度までは申請免除していたが、60年度からは納付して行くという気持ちだった。このため、納められる過去の期間についてすべて納付したはずであり、納付するたびにA町役場職員にも未納期間が無いことを確認しているのに、今更、未納期間があるとと言われて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っており、国民年金に対する関心は高かったものとみられる。

また、年度途中から申請免除を行う等未納が発生しないように配慮していた状況もうかがえる。

さらに、申立期間①当時について、申立人は、まだ若く生活は厳しかったが、頑張って毎月納付していたとしており、このことは昭和55年6月に国民年金に加入し、56年8月に申請免除の適用を受けるまで、申立期間①を除き現年度納付していることからもうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間①の直後に当たる昭和56年4月から同年7月までの保険料を現年度納付し、その後、申請免除を受けているが、この期間の保険料月額が4,500円である。

一方、申立期間①の保険料月額は3,770円であり、申立期間①より保険料月額が高額な期間の保険料を納付し、この期間より安価な申立期間①の保険料を

納付しないのは不自然である。

その上、申立期間②が属する昭和 60 年度の保険料納付について、申立人は、納める意志があったことから免除申請をしなかったが、現年度納付ができず過年度納付となったとしており、このことは社会保険庁の記録でも、申立人は申立期間②を除く 60 年度の保険料を、昭和 60 年 7 月から同年 9 月分までについては 62 年 10 月に、残余の部分については 60 年 10 月から 61 年 7 月分までとして 62 年 12 月に過年度納付していることとも符合する。

このほか、申立人は昭和 55 年 6 月に自身で株式会社を設立しており、61 年 8 月には厚生年金保険の適用事業所となっていることから、過年度納付した 62 年は経済的に余裕があったものと推察され、かつ申立人の保険料納付意識を勘案すると、62 年時点で過年度納付が可能であった申立期間②の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月から43年9月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年9月1日に、資格喪失日に係る記録を43年10月1日とし、標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から43年10月1日まで

私は前職を退職して、すぐA社に常勤として勤務した。社会保険があるところを探して勤務したのに、加入記録が無いのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の上司の証言及び雇用保険の記録から判断して、申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月1日から43年9月30日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間と同時期にA社に勤務していた同僚には、厚生年金保険の被保険者としての加入記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和42年8月31日以前の期間については、「申立人は自分より後に入社した。」と証言する同僚の厚生年金保険の記録が42年4

月1日に資格取得となっていること、「同僚の一人が退職するために申立人が採用された。」とされる当該同僚の資格喪失日が42年8月1日であること、及び雇用保険の記録等から、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和42年9月から43年9月までの標準報酬月額については、同僚の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、事業主が交替しており、「当時のことは不明である。」と回答しているが、申立期間における被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年9月から43年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年9月21日）及び資格取得日（38年11月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、36年9月は1万4,000円、同年10月から37年9月までは1万6,000円、同年10月から38年9月までは2万4,000円、同年10月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月21日から38年11月2日まで

A社では、失業保険被保険者離職票にあるように、昭和35年2月2日から43年5月18日まで継続して働いており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和35年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、36年9月21日に資格を喪失後、38年11月2日に同社において再度資格を取得しており、36年9月から38年10月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が提出した失業保険被保険者離職票から判断すると、申立人がA社に継続して勤務していることが確認できると共に、同社が保管する厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人は、昭和35年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、43年5月19日に被保険者資格を喪失しており、空白期間は無い旨記録されているところ、同社の厚生年金保険被保険者台帳に記載のある5人の同僚は、被保険者期間に空白期間は無く、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同社が保管する厚生年金保険被保険者台帳の記録から、36年9月は1万4,000円、同年10月から37年9月までは1万6,000円、同年10月から38年9月までは2万4,000円、同年10月は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者台帳に記載があることから履行したとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難く、仮に、申立期間に被保険者資格が認められる場合には、その後、少なくとも2回、被保険者報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、社会保険事務所がいずれも当該届出を記載しないとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年9月から38年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和32年8月1日）及び資格取得日（34年1月1日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額については、6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から31年7月1日まで
② 昭和32年8月1日から34年1月1日まで

私は、前職を退職後、A社に同級生数人と共に就職した。同社では昭和28年10月10日から35年8月31日まで続けて働いており、途中で辞めたことは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②について、社会保険事務所の記録では、A社において昭和31年7月1日に厚生年金保険の資格を取得し、32年8月1日に資格を喪失後、34年1月1日に同社において再度資格を取得しており、32年8月から33年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と共に働き、同じ仕事に従事していた同僚B氏は、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かったこと、並びに申立期間は、申立人と所属部署及び仕事内容も同じであったことを証言しているところ、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続している。

また、A社が保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和31年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、35年9月1日に被保険

者資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間①について、同僚C氏から「申立人は昭和30年4月1日から35年8月31日までA社に勤務していた。」旨の証明書が提出されていることから、申立期間に申立人が同社に勤務していたことは認められるものの、これ以外に申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業所が保管する従業員名簿及び厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。

また、申立人と入社も退社も一緒であったとされる同僚B氏及び他の同僚数名も、申立人と同様に、従業員名簿及び厚生年金保険被保険者名簿に名前が無いことから、申立期間①の当時、同社は、何らかの基準により厚生年金保険の資格取得及び喪失の手続を行ったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年8月から33年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和44年5月2日、資格喪失日は46年12月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和44年5月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から45年7月までは2万2,000円、同年8月から46年8月までは2万8,000円、同年9月から46年11月までは3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から46年12月まで

私は、A社B工場の製造2課に所属し、クラッチ板の穴あけ作業をした。給与明細書等証明できるものは残っていないが、胃腸科にかかった記憶がある。上司、同僚の名前も覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保存している退職者名簿に、申立人の氏名と同姓同名で、生年月日の月と日が前後している者が、昭和44年5月2日に入社し、46年12月7日に退職した旨の記載がされており、複数名の同僚は、申立人が同社に勤務していたことを証言していることから、当該名簿の記載は申立人本人のもので、上記の期間、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所におけるA社の厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名と同姓同名で、生年月日の月と日が前後している者の厚生年金保険被保険者記号番号（昭和44年5月2日に資格取得、46年12月7日に資格喪失）が、基礎年金番号に統合されないままになっており、退職者名簿における勤務期間とも一致する内容であることから、当該未統合記録が申立人の厚生年金保険の被保険者記録であると推認できる。

さらに、A社企業年金基金の記録も上記厚生年金保険被保険者記号番号（昭和44年5月2日に資格取得、46年12月7日に資格喪失）と同じ内容となっている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人について、申立てに係る事業所における資格取得日は昭和44年5月2日、資格喪失日は46年12月7日であると認められる。

なお、標準報酬月額については、社会保険事務所の記録及びA社企業年金基金の記録から、昭和44年5月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から45年7月までは2万2,000円、同年8月から46年8月までは2万8,000円、同年9月から46年11月までは3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月20日から同年12月1日まで

私は、昭和35年4月にA社から同社の系列会社であるB社に異動したが、同社の厚生年金保険の新規適用日が同年12月1日であり、私の同社の資格取得日も同年12月1日になっている一方、A社は同年4月20日に資格喪失したこととされているため、同年4月から同年12月までの厚生年金保険の加入記録が無い。

異動後も給与は引き続きA社から支給され、保険料も控除されていた。保険料の控除を証明できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び同僚の証言等から判断して、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し(昭和35年4月20日にA社から系列会社のB社に異動したものの、給与は引き続きA社が支払。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年3月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、社会保険事務所の記録によれば、申立人と同じく昭和35年12月1日にB社で資格取得している同僚4人のうち

A社から異動した3人の同社での資格喪失日は、2人が同年4月20日、1人が同年10月26日と記録されており、これら全員について社会保険事務所が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年4月20日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち資格取得日を昭和28年10月1日、喪失日を30年7月11日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和28年10月を3,500円、同年11月から29年9月までを8,000円、同年10月から30年6月までを5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月1日から30年7月11日まで
② 昭和30年7月11日から31年6月1日まで

私は申立期間①及び②について、社会保険事務所から厚生年金保険の加入期間が無いとの回答をもらった。昭和31年6月1日より前の期間について被保険者期間が無いことに納得ができない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、調査の結果、申立人が勤務していた記憶があると主張するB社及びC社とは別のA社の被保険者名簿に、申立人と同一氏名で、生年月日の月のみが相違する者が昭和28年10月1日に資格を取得し、30年7月11日に資格を喪失している被保険者記録が確認できる。

また、申立人が記憶している事業主名、事業所の所在地及び事業内容が、社会保険事務所のA社の記録と一致することから、申立期間①の当時、申立人はA社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人と同一氏名で、生年月日の月のみが相違する厚生年金保険被保険者記号番号(昭和28年10月1日に資格を取得、30年7月11日に資格を喪失)が基礎年金番号に統合されないままになっており、上記の被保険者名簿の記録と一致する内容であることから、この未統合記録が申立人の厚生年

金保険の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業所が正しい届出を行っていたことが確認され、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格取得日は昭和28年10月1日、資格喪失日は昭和30年7月11日であると認められる。

なお、標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和28年10月は3,500円、同年11月から29年9月までは8,000円、同年10月から30年6月までは5,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、社会保険事務所の記録から確認できるB社の同僚で申立人を記憶している者はなく、申立人と同じ昭和31年6月1日に資格取得となっている同僚は、資格取得日以前から、B社に勤務しており、申立期間②については同社において厚生年金保険の被保険者ではなかった旨の証言をしている。

さらに、B社は、既に会社清算を行っており、会社関係者からの聴取はできない上、社会保険庁の記録上、申立期間②において、B社に係る厚生年金保険被保険者記録の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人がB社の指示で勤務をした記憶があるとしているC社についても調査を行ったが、「C社はB社とは関連は無い。また、申立期間②の当時の資料の保存は無く、事情を承知している者はいない。」と回答しているため、申立てに係る事実を確認できない。

このほか、社会保険事務所が保管するC社に係る被保険者名簿にも申立人の名前は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 28 日まで
平成 19 年 12 月 11 日に社会保険事務所から厚生年金保険の期間照会についての回答をもらったが、A社での厚生年金保険加入記録はあるが、脱退手当金受給済との回答であった。脱退手当金の請求及び受給をした覚えが無いので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約9か月後の昭和41年12月6日に支給決定されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い上、支給されたとする額は、法定支給額と157円相違しており、その原因は不明である。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の氏名は、昭和53年9月18日まで変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は、41年12月6日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は41年7月20日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、退職する際、結婚による住所変更があるという理由で、住所欄を除いて事業主に脱退手当金裁定請求書を記入してもらい、結婚後自分で住所欄を記入したが、最終的に裁定請求書は提出しなかったと証言しており、今でも当該請求書を保管していることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間④及び⑤については、脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月31日から28年6月5日まで
② 昭和28年6月2日から同年6月21日まで
③ 昭和29年1月23日から32年2月27日まで
④ 昭和38年12月1日から39年11月30日まで
⑤ 昭和39年12月1日から44年7月11日まで

私は、申立期間のいずれについても脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を復活させて年金を給付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿において、申立人の前後50人のうち女性15人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給決定されている9人のうち7人について資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間④及び⑤について、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未

請求となっている。

しかしながら、5回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約8か月後の昭和45年3月16日に支給されたこととなっているほか、請求期間の最終事業所の被保険者原票に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は6人中1人と少なく、当該者の支給決定が資格喪失日から1年以上経っていることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金支給決定日前の昭和44年12月に国民年金に加入し、同年7月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、将来の年金を意識して保険料の納付を続けたとする申立内容は信用でき、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間④及び⑤に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から11年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から11年1月まで
保険料の相談の際、納付可能な保険料をすべて支払う意志を告げ、平成10年10月29日に約20万円納付した。この時の分については記録として残っている。しかし、その後A市B区役所から電話が掛かってきて、まだ支払い可能分があることを告げられ、「保険料を納付したら何か得なことがあるのか。」と尋ねたところ、「長生きすれば得です。」と言われ、メモ書きで保険料を計算してもらい、後日20万円より低い金額の保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張に沿えば、申立人が申立期間の保険料を納付したのは、受給権確保のために過年度納付した平成10年10月29日から資格喪失日である11年2月18日までの約3か月の短期間となるが、申立人は申立期間の保険料の支払時期について記憶は明確ではない。

また、社会保険庁の記録によると、納付書の作成年月日は平成10年10月29日を最終とし、これ以降に納付書が発行された形跡が見当たらない。

さらに、B区役所では現年度保険料、過年度保険料とも窓口での保険料収納は行っておらず、過年度についてはB区役所内の金融機関でも納付する取扱いをしていないとしている。申立期間のうち平成10年1月から同年3月までは過年度となり、申立人の主張する区役所窓口及び区役所内の金融機関で保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、メモ等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年6月まで

国民年金手帳には昭和39年4月1日に国民年金の資格を取得したとの記載があるのに、申立期間が未加入となっていることは納得できない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、母親が納付していた記憶があるので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡しているため、加入手続時の状況及び納付状況については不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年度にA市が実施した国民年金適用対策（国民年金未適用者に対して年金手帳送達により勧奨）により昭和41年6月に払い出されており、その際、申立人は39年4月1日に強制加入として資格取得していたが、その後、41年7月1日に任意加入として資格取得したことに変更されている。

このことは、申立人の所持する国民年金手帳において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年6月末に、申立人が婚姻による氏名変更及び住所変更の手続を行った際、資格取得日及び種別の変更がなされたことが記録されていることとも符合し、この時、申立人の夫が厚生年金保険に加入していることが判明したため、申立人の国民年金被保険者資格取得日及びその種別を39年4月1日の強制加入から41年7月1日の任意加入とする訂正が行われたものと認められる。

このため、申立人は申立期間において国民年金未加入となり、申立人が 20

歳を少し過ぎた時に、申立人の母親が国民年金加入手続を行って申立期間の保険料を納付していたとする申立人の主張とは矛盾する。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から平成3年7月まで

社会保険庁に国民年金保険料納付記録の照会をしたところ、回答書には平成5年に手続をしていると記載されているが記憶に無く、それよりも随分前に夫婦で加入しようとA市役所で手続をしているはずである。夫に関しては加入しても給付が受けられないとのことで、私のみ加入して納付した。また、長男の国民年金保険料を平成元年から納付しているので、国民年金の制度に関しては加入し納付することは知っており、そのまま加入もしないで放置していたとは考えられない。

昭和のころの分の国民年金保険料は納付時期と納付金額は覚えていないがA市役所職員に、「5年間から10年間分さかのぼって納付ができる。」と言われたので、さかのぼった分をA市役所で現金で一括払いし、それ以後も納付しているはずなので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入後に昭和時代の期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張するが、国籍要件のため、申立人が国民年金の加入手続をすることができたのは昭和57年1月からとなり、これ以降には特例納付は実施されていない。

また、申立人は、国民年金に加入の際、申立人の夫については、「その時点で加入しても受給権が得られないため、加入手続をしなかった。」と述べているが、申立人の夫が強制加入期間において国民年金の老齢給付の受給権を得るには、平成3年3月からの納付が必要となり、過年度納付を考慮すると5年4月までに加入手続を行う必要がある。社会保険庁の記録によれば、申立人の国

民年金手帳記号番号の払出しは、5年9月であることから、この時点で申立人が国民年金の加入手続を行ったとすると、申立人の夫は申立人の主張するとおり、その時点で加入しても受給権が得られないことと符合する。

さらに、この国民年金手帳記号番号の払出しの時点で、申立人が、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間は平成3年8月分までとなり、申立人の納付記録と一致していることから、申立人は国民年金の加入手続を5年9月に行ったと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を基準にすると、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付時期及び納付金額等の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

国民年金保険料は加入時から納付していた記憶がある。金額は1か月100円ぐらいだったと思う。保険料は最初から納付していたので、昭和36年4月から39年3月までが未納期間であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した時期等の記憶は無く、申立期間の保険料納付方法についても、市役所の窓口で保険料を納付した記憶があると主張しているが、A市において市役所窓口で保険料収納を開始したのは、昭和54年4月からであり、同年3月までは婦人団体による保険料の収納方法を取っていたことから、申立人の主張とは相違している。

また、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを確認できる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで
昭和36年に夫がA市B区役所で加入手続をしてくれた。

申立期間当時、私か夫が店に来たA市B区役所の集金人に3か月ごとに保険料を支払った記憶がある。夫と一緒に払っていたのに私だけ未納であることは納得できないので、納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和42年8月となっており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日も同月16日となっていることから、申立人はこのころ国民年金加入手続を行ったものとみられ、この時点を基準にすると申立期間のうち36年4月から40年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間のうち昭和40年7月から42年3月までは過年度納付となるが、申立人は集金人に3か月ごとに保険料を納付していたとし、申立人に過年度納付の記憶は無く、さかのぼって保険料を納付した形跡も見受けられない。

さらに、A市が保管する申立人の被保険者名簿には昭和36年度から43年度まで未納期間の記録があり、このことは申立人が所持する国民年金手帳の42年度及び43年度の検認記録欄に検認印が無いこととも符合し、不自然な点は無い。

加えて、申立人と共に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立期間当時は国民年金に未加入であったとみられるほか、納付済みとなっている保険料についてはさかのぼって納付した可能性がうかがわれるものの、高齢で当時の状況を聴取することができない。

このほか、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から56年12月まで

私は、昭和53年、会社倒産のためA市B区役所C支所へ行き、国民健康保険と国民年金の加入手続をした。その後、郵送されてきた納付書で、3か月に1回、1か月の金額が1,000円ぐらいだったと思うが、C支所で国民年金保険料を納付してきた。納付したことを証明する書類は無いが、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金加入手続をしたとするA市B区役所C支所において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い上、同支所には申立人の被保険者名簿も残存しない。

また、申立人は、昭和53年にA市B区役所C支所で国民年金の加入手続を行い、その後3か月に1回、1か月あたり1,000円ぐらいの保険料を納付したと主張しているが、同支所が国民年金を取り扱うようになったのは、54年5月以降である上、当時（53年4月から54年3月まで）の保険料月額も2,730円であり、申立人の主張とは異なる。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年3月まで

最初のうちは国民年金に加入していなかったが、昭和47年ごろに自宅兼店舗に国民年金の加入を勧める人が来た。その際、夫婦そろって加入し、翌日女性が自宅に来て過去の分もまとめて二人分で6万円ぐらいの保険料を納付した。夫婦共に同じ期間の保険料を納付し、夫は41年4月から納付済みであるのに、自分は申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は連番で、昭和47年6月に社会保険事務所からA市に払い出されており、申立人夫婦が所持している国民年金手帳の初回の検認日が47年6月30日であることから、申立人夫婦は47年6月ごろに加入手続を行ったものと推認される。

上記の点について、申立人の夫は、「国民年金手帳記号番号が連番であるにもかかわらず、社会保険庁の納付記録では、申立人の納付開始時期が昭和45年度で、その夫の納付開始時期が41年度と異なっていることはおかしい。」と述べているが、国民年金手帳記号番号が連番であることにより、申立人夫婦の加入手続の時期が同一であることは推認されるが、保険料の納付の開始時期が同一であるとは言えない。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、加入以前の期間である昭和45年度及び46年度の保険料を、その夫は同じく41年度から46年度までの保険料を納付したことが確認できる。これは、加入手続後に、申立人は過年度納付、その夫は過年度納付及び特例納付により納付したものと推認されるが、この過年度納付及び特例納付を行ったことにより、申立人夫婦は共に、60歳到達月の前月までの保険料納付可能期間が、国民年金受給資格を得るために必要な保

険料納付期間（25 年）を満たしている。このことから、国民年金の受給資格を得るための保険料納付可能期間を勘案して、申立人は、45 年度以降の保険料を、その夫は 41 年度以降の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、当初、申立人夫婦が共に昭和 47 年ごろに国民年金の加入手続を行い、夫婦二人が同一期間の保険料をさかのぼって納付したとしていたが、その後の聴取では、39 年ごろに加入したので、さかのぼって納付したのは 39 年以前の保険料であると主張を変えていることに加え、この点についての再度にわたる文書照会にも回答が無く詳細が不明である。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで

私は、昭和41年3月に国民年金に任意加入し、毎月、母親と二人分の保険料を、町内会の世話人であった女性の集金人に納付していたはずである。

また、平成12年にA市役所及びB社会保険事務所において、保険料の未納が10か月あると説明されたが、19年に届いた通知では、未納期間が10か月から24か月に改ざんされており、納付できない。

このため、私の保険料の納付状況を、平成12年に確認した状態に戻すか、申立期間の全期間（24か月）の保険料について、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年3月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年7月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人の加入手続は43年7月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、申立期間の保険料をまとめて納付した記憶が無いとしているなど、過年度納付が行われたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

一方、申立人は、平成12年にA市役所及びB社会保険事務所において、国民年金保険料の未納は10か月との説明を受けたが、19年に送付された年金の通知（支給額変更通知書）では未納が24か月に増えており、これは社会保険

庁により改ざんされたものであると主張している。

しかし、A市の被保険者名簿では、同市における申立人の国民年金加入期間（34 か月）のうち、納付と記録されている期間が 10 か月で、未納が 10 か月との記載は見当たらず、これは社会保険庁の現在の記録と同様である。

さらに、社会保険庁が保管する資料から、申立人が平成 14 年に行った年金裁定請求時に、申立人に対し国民年金保険料の納付記録が示されたことが確認できる。この納付記録では、被保険者期間が 64 か月に対し納付が 40 か月と記載されており、申立人が説明を受けたとする平成 12 年の時点で、未納が 10 か月と記録されていたとは考え難い。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年12月まで

私は、申立期間当時、A市に住んでおりB団地にあるC郵便局で、毎月国民年金保険料を納付していた。納付の事実を確認できるものは無いが、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の始期を昭和45年1月からとしているが、国民年金の任意加入手続の時期については記憶が無く、加入手続を行ったとする申立人の夫に聴取しても、A市に転居した45年4月ごろとするのみで明確な記憶は無い。

また、申立人は、申立期間の終期を、A市に在住していた昭和49年12月までとしているが、申立人の住民票により、申立人は、48年3月にA市からD市へ転居したことが確認でき、申立人の記憶には不確かな点が見受けられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月に社会保険事務所からD市に払い出されたものの中の一つであり、D市が保管する申立人の被保険者名簿では、申立人は50年1月28日に任意加入として資格を取得したことが記載されている。これらのことから、申立人は、50年1月ごろにD市で加入手続を行ったものと推認されるほか、申立期間当時に、A市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

上記のことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入で、かつ申立期間は無資格期間であることから、保険料を納付することはできなかつたと考えられるほか、申立期間の大部分を占める任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格取得し保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、「申立期間の国民年金保険料をB団地にあるC郵便局で毎月納付していた。」と主張しているが、A市では、「申立期間当時、C郵便局は現年度保険料を取り扱っていなかった。」と回答しており、申立人の説明と矛盾する。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から54年3月まで

私は18歳ぐらいから婚姻したころまでは、A市B区のクリーニング店に住み込みで働いており、20歳になったころ、店主から国民年金に加入するかどうか尋ねられ、加入手続きをお願いした。保険料として月額300円を給料から天引きされており、店主が区役所から来ていた集金人に納付していたはずである。

また、婚姻後は、独立してA市C区でクリーニング店を経営しており、妻の母親（以下、「義母」と言う。）が銀行振込により保険料を納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きは当時勤務していた事業所の雇用主が、保険料納付は、当初は雇用主、結婚後は申立人の義母が行ってくれたとしているが、当時の雇用主及び申立人の義母が死亡しているため、その状況について確認することはできないほか、申立期間について、申立人の当時の雇用主及び義母が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

また、申立人は、A市B区の事業所に勤務していたころは同区に住民登録しており、その後、婚姻時に同市C区に住民登録を異動したとしているが、申立人の住民票により、事業所を退職した後の昭和47年11月に、申立人の実家の所在地であるD郡E村からA市C区に住民登録を異動したことが確認でき、20歳になったころ（昭和42年8月ごろ）に、申立人の雇用主が、A市B区で国民年金の加入手続きを行うことができたとは考え難い。

さらに、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月に社会

保険事務所からA市C区に払い出されていることなどから、申立人の義母は54年6月ごろに、申立人夫婦の加入手続を行ったものと推認されるほか、申立期間当時に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立期間当時は、申立人は、国民年金に未加入であり、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を過年度納付又は特例納付することが可能であったが、申立人は、その当時の保険料納付に関与しておらず、過年度納付、特例納付の状況について確認することはできない。

そのほか、申立人は、婚姻後は、その義母が、申立人とその妻の国民年金保険料を納付していたと思うとしているが、申立人の妻の申立期間の保険料は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年8月まで

A市役所職員であった父親に指摘され、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料を父親に渡し、父親がA市の年金担当課に納付した。領収書は無いが、父親に保険料を渡した記憶があり、父親も納付してあると言っているため、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立期間は平成9年10月28日の資格記録の補正(追加)処理により国民年金(第1号被保険者)加入期間とされたことが確認でき、申立期間当時に、資格取得手続が行われた記録は見当たらない。

また、A市が保管する申立人の年金記録の「国民年金得喪履歴状況」では、申立人が平成6年1月21日に資格取得し、同年9月22日に資格喪失したとの記録は確認できるが、いずれも届出日の記載が無い。このことについて、A市は、「これらの資格得喪の記録は申立人からの届出により記載したものではなく、社会保険事務所が資格記録を追加処理した後に、同事務所からの通知に基づきA市で記録修正したもの。」と説明しており、上記の社会保険庁の資格記録の訂正処理記録と符合する。

上記のことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない上、資格記録の補正(追加)が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金加入手続に併せて国民健康保険の加入手続を行ったと主張しているが、その当時、申立人は、共済組合員であったその父親の被扶養者であったことが確認でき、申立人の主張と異なる。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料として5万6,000円から6万4,000円（月額7,000円から8,000円）を申立人の父親に渡したと主張しているが、その保険料額は申立期間の保険料額（8万7,000円）と相違する。

そのほか、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から47年9月まで

いつごろかは覚えていないが、夫が未納となっていた国民年金保険料を夫婦二人分さかのぼって納付してくれた。夫にすべて任せていたので詳しいことは分からないが、相続した遺産があり、お金に余裕はあったので、保険料を納付するなら同じ期間を納付していたと思う。夫と自分の納付期間が違っているのは不自然であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、過去に未納としていた国民年金保険料を6年以上分まとめて納付したとしていることから、その納付方法は特例納付と認められるが、申立人は、その保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の夫が死亡しているため、納付したとする時期、金額等の状況について確認することはできない。

また、社会保険庁が保管している申立人及びその夫の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和55年6月10日に、申立人の47年10月から51年3月までの国民年金保険料及び申立人の夫の41年1月から51年3月までの保険料を特例納付したことが確認できるものの、申立人の申立期間の保険料が特例納付された記録は確認できないほか、その記載内容に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人夫婦の被保険者台帳の記録により、申立人夫婦は、上記の特例納付のほか、昭和54年4月27日に昭和51年度の国民年金保険料を、同年7月30日に52年度の保険料をそれぞれ過年度納付したことが確認できる。これら特例納付及び過年度納付を行ったことにより、60歳到達月の前月までの保険料納付可能月数は、申立人が300か月（25年）、その夫が240か月（20

年)といずれも国民年金受給権を得ることができる月数に合致する。このことから、申立人夫婦がその当時に未納としていた期間のうち、国民年金の受給権を確保するために必要な期間の保険料のみを、申立人の夫が過年度納付及び特例納付し、その他の期間の保険料は未納のままとしたとも考えられる。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年9月までの期間及び51年2月から53年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年9月まで
② 昭和51年2月から53年12月まで

私が24歳のころに、もうすぐ結婚する相手が自営業で国民年金に加入しているから、私も国民年金に入った方が良いと両親が言い、父が特例納付の手続を行い、母がすべての期間の未納分の保険料を納付したと、その当時から聞いていた。A市B区役所で20万円から30万円を納付したと聞いた覚えもあるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したのはその母親であるが、国民年金の加入及び特例納付の手続を行ったのは申立人の父親であるとしており、申立人の父親が死亡しているため、これらの手続の詳細について確認することはできない。

また、申立人は、婚姻前の24歳のころに国民年金に加入して特例納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の婚姻後の昭和56年3月にA市C区で払い出されており、婚姻前にA市B区において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立人が24歳のころには、申立人は国民年金に未加入であり、その当時に、申立人の母親が申立人の保険料を特例納付することはできなかったと考えられるほか、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される時点（国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年3月ごろ）には特例納付は行われていなかった。

さらに、申立人が主張するとおり、申立人が24歳のころに特例納付を行っ

たとすると、第3回特例納付（実施期間は昭和53年7月から55年6月まで）が該当するが、その場合の保険料額は約15万5,000円（特例納付保険料、過年度保険料及び現年度保険料の合計額）であり、申立人の母親が納付したと記憶する額（20万円から30万円）と相違する。

加えて、申立人の母親はA市B区役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を特例納付したとしているが、区役所の窓口及び区役所内の金融機関では、国庫金（特例納付保険料、過年度保険料）を収納しておらず、申立人の母親の説明と矛盾する。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から42年3月まで

私たち夫婦共に勤めを辞めた後、昭和38年10月に国民年金に加入した。申立期間当時は集金人に保険料を納付し領収書を保管していたが、国民年金手帳の交付を受けた42年に、資格取得日を38年10月1日としておいたから、これが納付したことの証明になり、領収書はいらないと言われ、領収書を破棄した。納付の事実が確認できる資料は残っていないが、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和38年10月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、連番で42年8月に払い出されているほか、申立人夫婦は、申立期間後の45年10月まで転居したことは無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人夫婦は、42年8月ごろに国民年金の加入手続を行い、その際に38年10月にさかのぼって資格取得したものと推認される。

また、申立人は、加入手続の際に、「ご主人は年齢が上なので1年さかのぼって納付するようと言われ、納付書を渡された。」と述べている。これは、国民年金の受給資格を得るのに必要な保険料納付期間(60歳到達までに25年間の保険料を納付)を確保するために、1年間の保険料の過年度納付を勧奨されたものと考えられ、この点からも、加入手続の時期は申立人の夫が36歳の時点(昭和42年4月以降)であったと推認される。

さらに、申立人夫婦は、国民年金の加入手続は昭和38年10月に行ったが、国民年金手帳は42年まで受領したことが無く、集金人に保険料を納付した際

には領収書を受領していたと述べているが、A市においては、国民年金手帳の預かり制度は無い上、申立期間当時は、国民年金手帳による印紙検認方式により保険料を集金しており、申立人の説明と矛盾する。

加えて、申立人夫婦が所持している国民年金手帳の検認記録によると、申立人夫婦共に、42年10月から50年3月までの保険料はすべて3か月ごとに納付しているが、42年4月から同年9月までの6か月の保険料のみ、同年10月3日に一括して納付したことが確認できる。このことから、申立人夫婦は共に、42年8月ごろに加入手続を行って国民年金手帳を受領し、同年10月に、同年4月から同年9月までの保険料をまとめて納付したと考えるのが自然である。

以上のことから、申立人夫婦共、申立期間当時は国民年金に加入しておらず、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

その上、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される時点では、申立期間のうち昭和40年7月から42年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人には、過年度保険料を扱わない集金人への納付しか記憶に無いなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から41年3月まで

私たち夫婦共に勤めを辞めた後、昭和38年10月に国民年金に加入した。申立期間当時は集金人に保険料を納付し領収書を保管していたが、国民年金手帳の交付を受けた42年に、資格取得日を38年10月1日としておいたから、これが納付したことの証明になり、領収書はいらないと言われ、領収書を破棄した。納付の事実が確認できる資料は残っていないが、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和38年10月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、連番で42年8月に払い出されているほか、申立人夫婦は、申立期間後の45年10月まで転居したことは無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人夫婦は、42年8月ごろに国民年金の加入手続を行い、その際に38年10月にさかのぼって資格取得したものと推認される。

また、申立人の妻は、加入手続の際に、「ご主人は年齢が上なので1年さかのぼって納付するようにと言われ、納付書を渡された。」と述べている。これは、国民年金の受給資格を得るのに必要な保険料納付期間（60歳到達までに25年間の保険料を納付）を確保するために、1年間の保険料の過年度納付を勧奨されたものと考えられ、この点からも、加入手続の時期は申立人が36歳の時点（昭和42年4月以降）であったと推認される。

さらに、申立人夫婦は、国民年金の加入手続は昭和38年10月に行ったが、国民年金手帳は42年まで受領したことが無く、集金人に保険料を納付した際

には領収書を受領していたと述べているが、A市においては、国民年金手帳の預かり制度は無い上、申立期間当時は、国民年金手帳による印紙検認方式により保険料を集金しており、申立人の説明と矛盾する。

加えて、申立人夫婦が所持している国民年金手帳の検認記録によると、申立人夫婦共に、42年10月から50年3月までの保険料はすべて3か月ごとに納付しているが、42年4月から同年9月までの6か月の保険料のみ、同年10月3日に一括して納付したことが確認できる。このことから、申立人夫婦は共に、42年8月ごろに加入手続を行って国民年金手帳を受領し、同年10月に、同年4月から同年9月までの保険料をまとめて納付したと考えるのが自然である。

以上のことから、申立人夫婦共、申立期間当時は国民年金に加入しておらず、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

その上、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される時点では、申立期間のうち昭和40年7月から41年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人には、過年度保険料を扱わない集金人への納付しか記憶に無いなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から同年11月までの期間、58年9月、同年10月、平成3年9月、同年10月、4年1月、同年7月及び5年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月から同年11月まで
② 昭和58年9月及び同年10月
③ 平成3年9月及び同年10月
④ 平成4年1月
⑤ 平成4年7月
⑥ 平成5年8月から同年10月まで

会社離職時に国民年金の加入手続と保険料納付は会社が行ってくれていたと思っていたので、未納があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、会社が行ってくれたものと考えており、申立人自らが申立期間の加入手続及び保険料の納付を行ったことは無いとしている。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年6月に払い出されたことが確認でき、申立人は同月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認されるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンラインシステム記録により、申立期間はすべて、平成7年7月12日に新たに国民年金加入期間として資格記録が追加されたものであることが確認でき、このことは、上記のとおり、加入手続時期が7年6月ごろと推認されることと符合する。

以上のことから、申立期間当時には、申立人は国民年金の加入手続を行って

おらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられるほか、加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間⑥の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は申立期間⑥の直後の平成5年11月から6年6月までの保険料を過年度納付したことについての記憶が無いなど、申立期間⑥の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

国民年金制度ができた時、役所の人に来て加入を勧められた。母と私が制度の説明を受けて、家族の中で、母と兄は加入しなかったが、私は加入し、その説明をしてくれた役所の女性の人に、3か月分まとめて、300円ずつ納付していた。私が不在の時は、母が納付してくれていた。昭和38年5月に結婚して、A市B区に転居した後も、実家で母が納付してくれていたため、申立期間が未納になっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金制度開始時に国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は40年1月にA市B区で払い出されており、申立期間当時に、C市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は、C市で国民年金手帳の交付を受けていないとしている。このため、申立人は、40年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立期間当時は、未加入であったことから、その当時に保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和37年10月から39年3月までの保険料を納付することが可能であったが、申立人は、40年1月ごろに加入手続を行った記憶は無い上、納付書による納付の記憶も無いなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金制度の開始時から集金人に保険料を納付していたと述べているが、C市において、集金人制度が創設されたのは昭和37年5月であることが確認でき、申立人の説明と矛盾する。

加えて、申立人は、昭和 38 年 5 月に婚姻して A 市 B 区に転居した後も、C 市に居住する申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付し続けてくれていたとしているが、申立人の母親は死亡しており、その状況について確認することはできない。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から38年9月まで

私が20歳のころ、父親が国民年金の加入手続を行ったと思う。町内会の役員(組長)が毎月、保険料を集金して町内会の会計に納入し、会計係が国民年金手帳に領収印を押していた。国民年金手帳は父親の国民年金手帳と共に廃棄してしまったが、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとするその父親が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人は、その父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであるとするのみで、実際に、申立人の父親から、申立人の国民年金保険料を納付したという言葉聞いたことは無いとしているほか、申立期間について、申立人の父親が、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)も無い。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人が国民年金の資格を取得した記録は確認できず、申立期間当時に居住していたA町で国民年金手帳記号番号が払い出された記録も確認できない。このため、申立人は、国民年金の加入手続を行っておらず、申立期間は無資格期間であることから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、申立期間当時、申立人及びその両親と同居していた申立人の姉も、国民年金の加入記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

A市B区の女性の集金人から、「特例納付制度が出来たので、昭和36年4月からさかのぼって納付したらどうですか。」と勧められたので、後日、集金人が訪問した際に、申立期間の国民年金保険料を現金で一括で納付した。このことは、昭和46年9月8日に45年4月から46年3月までの保険料を納付した後のことと記憶している。領収書や証明書は届かなかった。特例納付の説明を聞いた上で集金の際に納付したので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和46年9月8日より後に特例納付したとしていることから、第1回特例納付（実施期間は昭和45年7月から47年6月まで）により申立期間の保険料を特例納付したとしているものと認められるが、申立人には、納付したとする保険料額についての記憶は無い。

また、申立人は申立期間の特例納付保険料及び昭和46年9月8日に過年度納付した45年4月から46年3月までの保険料については、いずれも集金人に納付したとしているが、A市では、集金人が国庫金（特例納付保険料、過年度保険料）を集金することは無かったとしており、このことは、申立人が現に所持する過年度納付書の領収書に金融機関の領収印が押印されていることとも符合し、申立人の主張と矛盾する。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から41年3月まで

私の国民年金加入手続は、昭和39年11月に婚姻した時に夫婦の手続を当時のA町役場で私が行った。その後、国民年金手帳が自宅に届いたので、それからは役所から来たと思われる集金人に、私が月額100円の国民年金保険料を夫婦分として1年一括か半年一括で納付し、20歳までの分もさかのぼって納付し、検認印を手帳に押ししてもらっていた。このため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和41年5月9日に払い出されており、36年6月7日を資格取得日として強制加入している（なお、平成13年6月に厚生年金保険加入を理由に資格取得日を昭和39年9月29日に訂正）。また、申立人の所持する国民年金手帳の発行日も41年5月9日であり、39年11月の婚姻時に加入手続をしたとする申立人の主張とは大きく相違し、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難い。

さらに、前述した申立人の所持する国民年金手帳の発行日を基準とすると、申立期間はすべて過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、申立期間の保険料を専任徴収員（集金人）へ納付したと主張しており、A町では専任徴収員は過年度納付について取り扱っていなかったことから、申立人が申立期間の保険料を過年度納付したとも考え難い。

加えて、申立人は申立人とその元妻共に国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の記録では、申立人の元妻も申立期間について未納とな

っており、申立人の元妻に当時の納付状況等を確認することも申立人が拒否していることから、これを行えない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から52年2月まで

私は、昭和45年3月に結婚すると同時に、夫と一緒に国民年金に加入した。その際、A町（現在は、B市。以下同じ。）役場の窓口で、36年4月分まで保険料を^{さかのぼ}遡って納付すれば満額の年金が受給でき、その金額は月額8万円ぐらいであると職員から説明を受けたため、後日、私が二人分の保険料を^{さかのぼ}遡って役場の窓口若しくは役場内の銀行で納付した。なお、納付した金額の記憶は無い。また、結婚後の保険料は、役場から送られてくる納付書で、私が3か月ごとに1回、役場で納付していた。36年4月から37年8月までは20歳前の期間であり、申立期間の中には厚生年金保険に加入していた期間もあるが、国民健康保険証を見ると資格取得年月日が36年4月1日になっており、国民年金も国民健康保険と同時に加入しているはずなので、申立期間の保険料について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、申立期間のうち過去の未納分（昭和36年4月から45年2月までと考えられる。）についての納付金額の記憶は無い上、A町役場で職員から説明を受けたとする将来の月額8万円程度の年金受給額についても、申立人が保険料を納付したと主張する昭和45年当時の年金受給額は、満額でも月額1万2,800円であったことから、申立人が保険料を納付したとする時期の記憶は極めて曖昧であり、申立内容に合理性は認められない。

また、申立人は、昭和49年11月以降に交付された制度共通の年金手帳を所持しているが、申立人には、これ以外のほかの年金手帳を所持していた記憶は

無いことから、この手帳は申立人が加入手続をした時に交付されたものであると考えられ、このことは、申立人の国民年金手帳記号番号払出日が 52 年 5 月 24 日であることと一致することから、申立人が 45 年 3 月に国民年金加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人が、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする昭和 45 年 3 月は、第 1 回特例納付期間（昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで実施）に近似しているものの、申立人は、36 年 4 月分まで^{さかのぼ}った保険料を A 町役場で納付したとしており、A 町役場では 36 年 4 月分まで^{さかのぼ}った保険料を収納することは行っていない上、申立人は、申立期間のうち結婚後の昭和 45 年 3 月以降の保険料納付について、A 町役場から 3 か月に 1 回送付されてくる納付書により納付したと主張しているが、A 町では少なくとも、当該期間の現年度保険料は印紙検認方式であったことから、申立人の主張には合理性が認められない。

加えて、申立人は、国民健康保険証の資格取得年月日が昭和 36 年 4 月 1 日になっていることから国民年金も同時に加入しているはずであると主張しているものの、国民健康保険に加入すれば必ず国民年金も同時に加入する性格の制度ではないことから、これのみをもって申立内容が正当であるとは言い難く、申立人が 20 歳に到達する前で、かつ、厚生年金保険被保険者期間である昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月までの国民年金保険料も納付したとも主張しているが、社会保険庁が保管している国民年金被保険者台帳、及び B 市が保管している国民年金被保険者名簿を確認したものの、申立人の生年月日記録が訂正されたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金法においても 20 歳に到達する前の期間については加入することはできないことから、申立内容に合理性は認められない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から52年2月まで

私は、昭和45年3月に結婚すると同時に、妻と一緒に国民年金に加入した。加入手続は妻が行っており、妻がA町（現在は、B市。以下同じ。）役場の窓口で、昭和36年4月分まで保険料を遡^{さかのぼ}って納付すれば満額の年金が受給でき、その金額は月額8万円ぐらいであると職員から説明を受けたとのことだったので、妻に二人分の保険料を遡^{さかのぼ}って納付するよう指示した。なお、納付した金額については分からない。また、結婚後の保険料は、役場から送られてくる納付書で、妻が3か月ごとに1回、役場で納付していた。申立期間の中には厚生年金保険に加入していた期間もあるが、国民健康保険証を見ると資格取得年月日が昭和36年4月1日になっており、国民年金も国民健康保険と同時に加入しているはずなので、申立期間の保険料について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続や申立期間のうち過去の未納分（昭和36年4月から45年2月までと考えられる。）の納付を妻に指示したが実際に関与していない上、当該期間についての納付金額についての記憶も無い。また、申立人の妻がA町役場で職員から説明を受けたとする将来の月額8万円程度の年金受給額についても、申立人の妻が保険料を納付したとする昭和45年当時の年金受給額は、満額でも月額1万2,800円だったことから、申立内容に合理性は認められない。

また、申立人は、昭和49年11月以降に交付された制度共通の年金手帳を所持しているが、申立人には、これ以外のほかの年金手帳を所持していた記憶は

無いことから、この手帳は申立人が加入手続をした時に交付されたものであると考えられ、このことは、申立人の国民年金手帳記号番号払出日が 52 年 5 月 24 日であることと一致することから、申立人が 45 年 3 月に国民年金加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人が主張する申立人の妻が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする昭和 45 年 3 月は、第 1 回特例納付期間（昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで実施）に近似しているものの、申立人は、36 年 4 月分まで^{さかのぼ}遡った保険料を A 町役場で納付したとしており、A 町役場では 36 年 4 月分まで^{さかのぼ}遡った保険料を収納することは行っていない上、申立人は、申立期間のうち結婚後の昭和 45 年 3 月以降の保険料納付について、A 町役場から 3 か月に 1 回送付されてくる納付書により、申立人の妻が納付したとも主張しているが、A 町では少なくとも、当該期間の現年度保険料は印紙検認方式であったことから、申立人の主張には合理性が認められない。

加えて、申立人は、国民健康保険証の資格取得年月日が昭和 36 年 4 月 1 日になっていることから国民年金も同時に加入しているはずであると主張しているものの、国民健康保険に加入すれば必ず国民年金も同時に加入する性格の制度ではないことから、これのみをもって申立内容が正当であるとは言い難い。

このほか、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年3月まで

私は昭和40年に婚姻後、元妻に頼んで国民年金加入手続と保険料納付をしてもらっていた。申立期間当時、自宅へ集金人が来ていたようである。納付は元妻に任せていたので詳細は知らないが、納付していたはずなので、申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付について全く関与しておらず、これらを行ったとする申立人の元妻からも申立期間当時の納付状況等について聴取ができないことから、申立期間当時の納付状況等は一切不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年12月13日に夫婦連番で払い出されており、36年4月1日を資格取得日として強制加入している（なお、申立人は昭和36年4月1日には厚生年金保険に加入していたことから、申立人の資格記録について、38年1月27日に厚生年金保険加入資格を喪失と同時に国民年金の資格取得、38年3月1日に厚生年金保険加入資格を取得と同時に国民年金の資格喪失の訂正が、処理年月日は不明であるもの行われている）。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は申立期間同時に国民年金へ加入していないこととなり、申立人の妻が自宅へ来ていた国民年金推進員（集金人）へ保険料を納付していたとする申立人の主張は認め難い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は第2回特例納付期間（昭和49年1月から50年12月まで実施）中であり、申立期間は過年度納付及び特例納付により納付が可能であるが、申立人にはこの記憶も無いこ

とから、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことも考え難い。

その上、申立人の元妻も申立期間のうち、厚生年金保険加入期間である昭和40年7月から同年12月までを除いて、申立人と同様に未納である。

このほか、申立人の元妻が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年7月まで

昭和36年4月に、母親がA市B区役所で私の国民年金加入手続をし、以来、保険料を納付していた。

昭和49年8月に再び、私の夫がA市B区役所で国民年金の加入手続をする際、36年4月に加入手続をした国民年金保険料の取扱いについて尋ねたところ、「新しい年金手帳に合算して付け加えます。」とのことであった。

しかし、年金問題が発生し社会保険事務所で照会したところ、申立期間について保険料納付の事実が確認できないとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は母親が納付してくれていたはずであり、保険料納付があったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金加入手続、保険料納付については、母親が行ったとしており、申立人は関与していない上、その母親も昭和50年2月15日に死亡しており、当時の状況を確認することはできない。

また、申立人は、申立期間前後においてA市B区からの転出入は無く、同一区内において昭和49年8月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が存在することは考え難い。

さらに、昭和49年発行の国民年金手帳には49年8月2日に任意加入したとの記載があり、ほかに国民年金に加入していた形跡はうかがわれない。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年3月までの期間、5年4月、同年5月、及び6年7月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月から3年3月まで
② 平成5年4月及び同年5月
③ 平成6年7月から9年3月まで

夫は平成11年11月に死亡したが、その前に夫の姉から50数万円を借りて、申立期間である私の申請免除期間の保険料を追納した。その後、夫の死亡共済金で同じ申請免除期間の保険料を追納しており、追納保険料を二重に納付した。このため、二重に納付した追納保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は平成11年4月30日に申立期間を含む申請免除期間の追納申込みを行っており、申立人はこれら追納申込みをした申請免除期間のうち、2年7月から同年11月までの追納加算保険料（以下「保険料」という。）については11年8月から12年1月までの間に5回に分けて追納し、申立期間の保険料は12年3月30日に一括で納付している。

申立人は、この平成12年3月30日に一括で納付した期間の保険料をその夫の死亡（平成11年11月6日）前にも納付し、再度、12年3月30日に納付したと主張しているが、重複して納付した経緯について合理的な説明は得られず、不自然である。

また、保険料の追納は、国民年金法第94条第1項により、先に経過した月の分から順次行うものとしてされているが、社会保険庁の記録によれば、申立人は平成2年11月の保険料を12年1月に追納しており、2年11月より後である申立期間の保険料の追納を、12年1月の前である11年11月以前に行うことは、制度上考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料追納を2回行ったと主張しているものの、追納した申請免除期間、保険料追納時期に関する記憶は無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を二重に納付したことを示す関連資料（追納申込書の控、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 934

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から41年4月まで

昭和40年ごろ、育ての母親（以下「養母」という。）にA町役場の窓口で国民年金加入手続及び保険料の納付をしてもらった記憶があるが、私自身、国民年金手帳の交付を受けた覚えは無い。

保険料は3か月ごとに、納付書によらず現金のみで納付したと思うが、領収書は受け取っていない。養母は非常に厳格な人だったので、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続、申立期間の保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の養母は既に死亡しており、当時の納付状況等は確認できない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和48年12月22日であり、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられる。この時点を基準にすると、申立期間において申立人は国民年金未加入となるが、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」が48年10月31日となっていることとも符合する上、申立人も、当時、国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしており、申立人の養母が申立人の申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、前述の申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる時点を基準にすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人の養母が、申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 49 年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和 49 年 2 月末まで勤務しており、厚生年金保険に加入していたので、48 年 6 月から 49 年 2 月までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、A社が保存している厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届の控によると、申立人の資格取得は昭和 46 年 2 月 15 日、資格喪失は 48 年 5 月 11 日となっており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる上、同社は、この記録以外は見当たらない旨回答している。

さらに、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において再取得手続が行われたことをうかがわせる記載は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、当時の同僚も、申立人がいつまで勤務していたか明確に覚えている者はおらず、申立内容を裏付ける証言を得ることができない上、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和 48 年 5 月 11 日から国民年金に任意加入していることも確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社に昭和 36 年 4 月 21 日から同年 10 月 1 日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶もある。給与明細書など、事実確認ができる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、A社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、当時の事務担当者も不明であることから、同社における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の有無、及び同社が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に関する届出を申立てどおりに行ったか否かを確認することができない。

さらに、申立人が一緒に入社したとして名前を挙げた同僚二人も、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同じ昭和36年7月1日となっている。

加えて、申立人と同様の雇用形態でA社の別の事業所に勤務していた同僚は、「入社後3か月間は試用期間であると説明された記憶がある。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月14日から同年12月20日まで

私は、昭和32年2月14日に入社してから63年8月17日に退職するまでA社に勤務した。申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した退職手当金支給明細書及び退職所得の源泉徴収票並びに事業所が保管する社員台帳及び雇用保険加入記録から判断して、申立人が、A社に昭和32年2月14日に入社し、63年8月17日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社では、すべての社員について入社後一定期間の試用期間を設けており、当該期間については厚生年金保険の加入手続を行わず、保険料控除もしていない旨回答している。

また、申立人と同じ日に入社した同僚4人についても、入社して12から13か月経過後に厚生年金保険の資格を取得しており、申立人と資格取得日が同一日である同僚4人の入社日は、資格取得日から8から13か月前であることが確認できる。

さらに、申立人及びA社にも申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月から30年7月まで
② 昭和38年9月1日から41年6月1日まで

平成19年6月に、昭和28年4月から30年7月まで在籍したA社の加入記録と、昭和36年7月1日から41年5月31日まで在籍したB社の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、A社については厚生年金保険に加入していた事実が無く、B社については、昭和38年9月1日付けで資格喪失している旨の回答をもらった。

A社及びB社とも申立期間について就労していたのは事実であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い

また、A社によれば、「当時の給与・賞与等の支払簿が保管されているものの、その中には申立人に関する記録は残っていない。」との回答であり、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、社会保険事務所保管のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、B社の法人登記簿の記録により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者記録について、昭和39年10月5日付けで、1年以上遡及して38年9月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理が行われている上、同日をB社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と記録されているところ、申立人は、厚生年金保険適用事業所全喪届を提出した経緯について、記憶が無い旨を主張している。

しかしながら、B社の法人登記簿の記録（平成8年6月1日の解散まで法人として存続）等から判断すると、同社は上記処理が行われた時点では、厚生年金保険の適用事業所としての要件を備えており、申立人は、同社の代表取締役として、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和43年4月8日付けで、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の昭和38年9月1日まで遡及して、国民年金に加入しており、その後39年4月からは、国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②の当時、申立人は、同社の業務を執行する責任を有する代表取締役であったことから自らの被保険者資格の喪失処理が有効なものとして認められないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 41 年 5 月中旬ごろから同年 7 月末ごろまで
③ 昭和 42 年 8 月中旬ごろから同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間について、A社、B社、C社に問い合わせた結果、勤務したことは認めている。勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間①について、A社によれば、「当社にいたと思うが、申立期間当時の記録は保存されておらず、在職期間は分からない。入社後3、4か月ぐらいしてから社会保険へ加入させていた。」との回答で、申立人の在職期間が特定できない上、同社は試用期間の制度があり、採用と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと推認できる。

また、社会保険事務所保管のA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

申立期間②について、B社によれば、「当社にいたことは間違いないと思うが、申立期間当時の記録は保存されておらず、社会保険の加入は採用後すぐにはしていませんでした。」との回答で、申立人の在職期間が特定できない上、同社は試用期間の制度があり、採用と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと推認できる。

また、社会保険事務所保管のB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、

申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

申立期間③について、C社によれば、「申立期間当時の記録が保存されておらず、当時の社会保険手続については分からない。」との回答で、申立人の在職期間及び厚生年金保険加入に係る記録はいずれも確認できない。

また、社会保険事務所保管のC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

加えて、申立てに係る同僚は、連絡がつかない、又は、連絡先不明で、周辺事情を調査することができない上、申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間については、全て雇用保険の記録と一致しているところ、申立期間①、②及び③の期間については、いずれも雇用保険の記録は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 13 日から 35 年 4 月 15 日まで
厚生年金保険の期間照会で、A社について、昭和 35 年 4 月 15 日から 49 年 2 月 25 日までとの回答であるが、実際は 34 年 2 月 13 日に正規社員として入社している。

同期入社が 7 名いるが、各人厚生年金保険の加入年月日が相違している。同期入社した者の氏名は、B氏、C氏、D氏、E氏、F氏及びG氏である。当時の給与明細書等はないが厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の社員台帳及び雇用保険の記録によれば、申立人が同社に入社したのは昭和 34 年 2 月 13 日（同僚 6 人と同日）であり、申立期間に申立人が同社に勤務していたと認められる。

しかし、A社保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 35 年 4 月 15 日である上、同社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が 35 年 4 月 15 日に被保険者資格を取得した記録があるものの、それ以前の申立期間（資格取得者 182 人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、申立人と一緒に入社した同僚も、A社での厚生年金保険被保険者資格の取得時期は、申立人の同社における資格取得時期より少し早いものの（1 か月半から 2 か月半）、入社して約 1 年後に被保険者資格を取得している上、

同社によれば、「当時は試用期間後の加入がほとんどであり、その期間は、まちまちで長い人は2年近い人もいる。」との回答で、同社では、入社した時点から厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 775

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

私は前会社からA社に仕事を変わるとき、A社の知人（死亡）の紹介で入社したので、前会社から間をおかずA社に就職した。厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があるが、給与明細書等の資料は無い。当時、私自身が入院し、子供もよくB病院にかかったので、厚生年金保険と健康保険には共に入っていたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、A社によれば、「当時の在籍記録及び厚生年金保険加入に係る記録は、既に廃棄しておりいずれも確認できない。」と回答しており、現社長（当時の社長の息子）も、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、時期については分からない。」と証言しており、申立期間の在籍等は確認できない上、社会保険事務所における同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間については、雇用保険の記録が認められるものの、申立期間の雇用保険記録は認められず、申立期間に勤務していたことが確認できない。

加えて、B病院によれば、診療記録は既に廃棄済みとの回答で、同病院での受診記録が確認できない上、申立人は同僚の記憶も無いとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年ごろから 53 年ごろまで
② 昭和 57 年ごろから 60 年ごろまで
③ 昭和 60 年ごろから平成元年ごろまで

私は、昭和47年ごろから53年ごろまで約6年間A社に勤務し、このうち3年ほどは支店長をしていた。昭和57年から60年ごろまで約3年間はB社に勤務していた。昭和60年ごろから平成元年ごろまで約4年半はC社で課長をしていた。

これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和48年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、50年12月31日に全喪しており、申立期間①のうち、47年から48年6月までの期間及び50年12月から53年までの期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、昭和47年ごろから53年ごろまでA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立人は、46年9月2日から47年8月31日までの期間、47年11月1日から48年7月1日までの期間、49年2月1日から同年6月26日までの期間及び50年3月27日から同年8月20日までの期間はそれぞれ異なる事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる上、48年7月から49年1月までは国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、雇用保険の記録においても、こ

の厚生年金保険の4期間のうち3期間におおむね対応する47年9月1日から48年6月30日までの期間、49年2月1日から同年6月26日までの期間及び49年6月26日から同年8月20日までの期間の加入が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人が保管しているB社名の歩合給支払明細書により、申立人が同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、この歩合給支払明細書には厚生年金保険料の控除記録は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和56年9月29日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間②については適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、雇用保険の記録においても、申立人の当該期間における加入記録は確認できない。

申立期間③について、申立人は昭和60年ごろから平成元年ごろまでC社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が60年6月1日から同年6月21日までの1か月しかないのはおかしいと主張しているところ、雇用保険の記録によると、60年6月1日から61年3月29日まで加入していたことが確認でき、申立期間③のうち、60年6月21日から61年3月29日までは同社に勤務していたものと認められる。

しかし、社会保険事務所が保管しているC社の昭和60年6月21日以降の厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、申立ての事業所に照会したが、申立ての事実を確認できる資料の提供は得られない上、同僚の証言も得ることができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 10 日から同年 11 月 1 日まで
私は、申立期間についてはA社に勤めていた。同社では保険証を持っていた記憶、各種保険料等を給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している昭和46年4月24日の日付が確認できる社員旅行の写真により、申立人がその当時にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、A社の前後の事業所については雇用保険の加入記録がある一方、同社については雇用保険の記録は無い。

また、A社は、「会社が保管している健康保険の加入者リストに申立人の氏名は無いが、申立期間当時、営業職員は一定の販売成績をあげるまでは見習期間として、社会保険には加入させていなかった可能性がある。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している上司及び同僚のうち、入社時期を記憶している者に聴取したところ、「自分が記憶している入社時期と厚生年金保険の資格取得時期には約3か月の開きがある。」と証言している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 1 日から 63 年 6 月 1 日まで

私は、昭和42年3月にA社に入社し、49年1月に退社したが、その後も、同社の要請で何度かパート勤務した。

A社のパート契約社員にはAからDの4ランクがあり、私はBランクであった。Aランク及びBランクは、元社員であって、社会保険には強制加入となっていた。私は、夫の扶養親族として夫の健康保険に入っていたが、自分の保険しか使用していないし、国民年金もそのままにしていた関係で、昭和61年4月からは第3号被保険者となっている。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間については、B支社管内の営業所に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の上司及び同僚は、申立人が契約社員として申立期間に勤務していたと証言していることから、同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人の雇用保険の記録によると、申立期間前後の事業所については加入しているものの、申立期間は未加入であることが確認でき、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録は符合している。

また、社会保険事務所に保管されているA社の厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間中、夫の健康保険の被扶養者に認定されている上、昭和61年4月から63年5月までは国民年金の第3号被保険者でもあることが確認できる。

加えて、A社には申立期間当時の人事記録等は残っておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 42 年 5 月まで

私は、申立期間はA社に勤務していた。健康保険と雇用保険の加入状況については記憶が無く、厚生年金保険料についても給与から控除されていたという明確な記憶は無い。同社に在籍していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録によると、A社における昭和41年8月13日から42年1月12日までの加入記録が確認できることから、申立期間のうち、当該期間については同社に勤務していたものと認められるが、42年1月13日以降の期間については勤務実態が確認できない。

また、申立人が自分と同時期に退社したと記憶している同僚の厚生年金保険の資格喪失時期は、社会保険事務所の記録によると、申立人の雇用保険の離職日と同時期の昭和42年1月14日であることが確認できる。

さらに、申立人が記憶しているもう一人の同僚は、「申立ての事業所においては試用期間があり、すぐには厚生年金保険に加入しなかったと記憶している。」と証言しているところ、同人の社会保険事務所の記録によると、前社の資格喪失日から申立ての事業所における資格取得までの間に約4か月の空白期間があることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

このほか、申立ての事業所は平成13年に解散し、同社を継承した事業所は申立期間当時の人事関係書類等を保管しておらず、申立てに係る関連資料を確認することもできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和34年ごろからA社に在籍し、同社を退職後、すぐにB社に入社したが、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。

A社及びB社には住み込みで勤務し、B社の寮にはA社の寮から直接引っ越したので、A社を辞めてからB社に入社するまでに空白期間があるはずがなく、申立期間の記録が無いのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る労働者名簿によると、「昭和36年8月23日雇入」の記載があることから、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社が保管している労働者名簿及び社会保険事務所の記録によると、申立人と同日に資格取得している同僚3人についても入社から厚生年金保険の資格取得までに1か月から4か月程度を要していることが確認できることから、同社においては、入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認できる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月31日から31年12月31日まで

私は、A社が経営するB売店で昭和27年10月1日から同売店が閉鎖されるまで働いていた。閉鎖の時期ははっきり覚えていないが、同社に確認したところ、31年12月31日であるとのことである。

私の厚生年金保険の資格喪失日が昭和28年12月31日とされているので、厚生年金保険の資格喪失記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B売店の資格喪失日に係る具体的な記憶は無いものの、同売店には閉鎖まで勤務し、かつ、自ら同社に確認した結果、同売店の閉鎖時期が昭和31年12月31日であるとの回答を得たことから、資格喪失日が同年12月31日であると主張している。

しかし、社会保険事務所の記録によるとA社B売店の全喪日は昭和39年6月1日であることが確認できるとともに、同社が保管している資料においても、同売店の閉鎖時期が同年5月31日と記録されていることが確認できる一方、社会保険事務所の記録によると、申立人は37年3月から別の事業所において厚生年金保険に加入していることが確認でき、同売店の閉鎖時期に係る申立人の記憶は不確かであると認められる。

また、A社が保管している昭和28年から38年の社員名簿に掲載されている者39人について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、社員名簿の掲載時期と厚生年金保険の加入記録はおおむね一致していることが確認できるが、申立人の名前は28年の社員名簿に掲載されているだけで、29年以降の社員名簿には申立人の名前は掲載されていない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 25 日から 41 年 1 月 29 日まで

私は、申立期間の昭和 39 年 3 月 25 日から 41 年 1 月 29 日まで「A社」という会社で勤務し、社会保険料も控除されていたはずである。給与明細書等の証明できるものは無いが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社における申立人の雇用保険の記録が確認できること、及び申立人の同僚二人が、「申立人は申立期間においてA社で勤務していた。」旨の証言をしていることから、申立人が申立期間中において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明瞭である。

また、A社は、「人事記録等の関連資料は保存が無く、申立人の勤務状況、厚生年金保険被保険者資格の得喪に関する届出の有無及び申立期間における給与からの厚生年金保険料控除の有無を確認することができない。」と回答している。

さらに、当時の同僚からも、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる証言は得られなかった。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 19 日から 28 年 8 月 6 日まで
② 昭和 28 年 11 月 6 日から 29 年 11 月 1 日まで

私は、A社に昭和 26 年 3 月に入社し、31 年 10 月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A社は、法人登記簿によれば昭和 49 年に解散しており、当時の役員も既に死亡していることから証言を得ることはできず、申立期間①及び②当時の書類の保存の有無も確認できない。

さらに、同僚からも申立人が申立期間①及び②においてA社に在籍した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の有無についての証言は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録において、申立人のA社における健康保険記号番号が3回、いずれも別番号で払い出されていることが確認できる上、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者期間が3度存在することから、厚生年金保険の資格取得及び喪失が健康保険の被保険者資格取得及び喪失と同時に3度行われたものと推認でき、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月から同年 6 月まで
② 昭和 29 年 10 月から 35 年 12 月まで

A社に中学卒業後から昭和 35 年 12 月まで勤務していたが、このうち昭和 29 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月間だけ厚生年金保険の加入期間となっていることは不服である。A社が適用事業所となった昭和 29 年 3 月から 35 年 12 月までについて厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、申立期間当時の事業主及び関係者は既に死亡しており、A社役員の遺族は、「昭和 47 年に厚生年金保険の適用事業所を全喪するとともに会社組織を解散している上、当時の資料の保存は無い。」旨回答していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚はいずれも連絡先が不明であり、他に連絡を取ることができた同僚については全員が、「申立人の在籍については記憶に無い。」旨の証言をしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 1 日から 43 年 2 月 26 日まで

A社に勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金を受けているため、年金額に計算されないとの回答をもらった。退職金の支給も無く、失業給付の手続をした覚えも無い。脱退手当金を請求した覚えや、受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 12 月 1 日から 33 年 3 月 11 日まで

私は、申立期間について脱退手当金を支給している旨の回答をもらったが、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和33年6月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の3ページに記載されている女性32人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある29人のうち27人について資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 787

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 2 日から 34 年 12 月 21 日まで

私は、A社を辞めるとき、会社から脱退手当金の説明を受けておらず、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、記録を訂正の上、年金給付をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年4月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
テレビで社会保険のことが問題となったので、年金記録を確認したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらったが、当時、脱退手当金の制度を知らず、会社から説明を受けた記憶も無い。
私は、脱退手当金の請求をしたことも、お金を受け取ったことも覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の多数の脱退手当金の支給記録によれば、資格喪失後 1 か月から 6 か月後に脱退手当金の支給手続がなされており、申立人と資格喪失日及び支給決定日が同一である者も認められることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認できる。

また、社会保険事務所保管の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約 1 か半月後の昭和 39 年 6 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から31年3月2日まで
昭和31年に退職したころは、「脱退手当金はもう支給されなくなったので厚生年金保険はそのままにしておいた方がよい。」と人づてに聞いたので、脱退手当金は請求していない。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和31年4月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 790

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 2 日から 35 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の記録を調べてもらった結果、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。私は、脱退手当金を受け取っていないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和35年9月21日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 21 日から 42 年 1 月 1 日まで

私は、A社での厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給した記憶が無く、自分のノートにも脱退手当金についての記載が無いので厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金を支給していることを意味する「脱」表示がある。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和42年3月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。